

令和2年4月10日

破産手続開始決定についてのご連絡

破産者 株式会社 MJG

破産管財人 弁護士 三村 藤明

株式会社 MJG（東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビルディング36F、代表者代表取締役 木崎優太。以下「破産者」といいます。）は、令和2年4月10日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（事件番号：令和2年（フ）第2495号）、破産管財人として当職が選任されました。

破産手続とは、裁判所の管理下において、支払い不能に陥った債務者（会社や個人）の資産と債務を整理する手続です。これまでの経営者に代わって、裁判所が選任した破産管財人が資産売却などの権限を与えられて清算業務を行います。破産した会社の事業所や倉庫、自動車等の管理も全て破産管財人が行います。

当職は、MJG 接骨院・整体院の一部の店舗の運営につきまして、株式会社 **aprecio**（東京都中央区日本橋三丁目15番8号 アミノ酸会館ビル7階。代表取締役社長 石田博己氏。株式会社 **MCJ**（東証2部上場）の子会社です。）に対し、事業譲渡する予定です。

事業譲渡の対象となった店舗については、株式会社 **aprecio** のもとの、継続して接骨院・整体院の営業を行うこととなります。

なお、具体的にどの店舗が事業譲渡の対象となるかは、現時点では未定ですので、追ってお知らせいたします。

今後の情報提供につきましては、随時当ウェブサイトにて行います。

また、債権者の皆様、フランチャイズ店のオーナー様、MJG 接骨院・整体院のお客様、従業員・元従業員・内定者の皆様に対しまして、それぞれ破産者ウェブサイト上に今後の手続きについて **Q&A** を設けておりますので、そちらをご参照ください。

破産管財人へのお問い合わせにつきましては、下記メールアドレスまでご連絡下さい。

多くの債権者の皆様からのお問い合わせが想定されますので、対応には相当期間を要する可能性がありますことをご了承ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を考慮し、当職による説明会等の開催は予定しておりません。ご了承ください。

（破産管財人へのお問い合わせ先）

Mail: MJG-info@amt-law.com

以上